

鳥取県告示第 675 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び智頭町役場（八頭郡智頭町大字智頭2072-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江児、字井手口通り、字従来ノ前、字小山河原、字黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅途、字岨、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字ニノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ